

審議（会議）結果

**審議会等名称** 第14期第1回神奈川県生涯学習審議会

**開催日時** 平成31年1月24日（木）10時00分～12時00分

**開催場所** 横浜市開港記念会館 6号室

**出席者【会長・副会長等】** ※五十音順

青木信二（公募委員）

大田裕多佳（一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

大橋昌行（一般社団法人神奈川県経営者協会人材活性化委員）

小沼徹（神奈川県公立小学校長会副会長）

小野晴子（公募委員）

岸部都（神奈川県議会議員）

木下敬之（神奈川県公民館連絡協議会会長）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

越地祐一郎（神奈川県PTA協議会執行役員）

小林誠（海老名市教育委員会学び支援課長兼若者支援室長事務取扱）

鈴木紀子（横浜国立大学男女共同参画推進センター准教授）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

田村ゆうすけ（神奈川県議会議員）

野崎智（神奈川県公立中学校長会会計）

萩原建次郎（駒澤大学教授）

山田信江（神奈川県社会教育委員連絡協議会理事）

吉田洋子（特定非営利活動法人かながわ女性会議理事）

**次回開催予定日** 未定

**所属名 担当者名** 生涯学習課 森、白川、廣瀬

**掲載形式** 議事録

**議事概要とした理由** 一

## 審議（会議）経過

### 1 開会＜事務局＞

### 2 あいさつ＜教育長＞

（傍聴者確認）

### 3 議題

#### ○事務局（進行）

本審議会では、通常、会長が会議の進行をすることとなっておりますが、本日は、まだ会長が選出されておられませんので、会長が決定するまでの間、引き続き事務局が代行させていただきます。審議に入る前に、本会議は原則公開となっておりますが、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

#### ○事務局

いらっしゃいません。

#### ○事務局（進行）

それでは、まず、本審議会の概要について事務局から説明します。

#### ○事務局

資料1に基づき、生涯学習審議会の概要について御説明いたします。

生涯学習審議会は、1ページの神奈川県生涯学習審議会条例第1条にありますとおり、平成2年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき、平成4年に設置され、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的としております。

任期は2年間で、今期は、平成30年（2018年）11月9日から2020年11月8日までとなります。

次に、会長・副会長についてですが、生涯学習審議会条例第4条により、審議会には会長及び副会長各1人をおき、委員の互選によって決めることとなっておりますので、この後、お決めいただきます。

#### （1）会長、副会長の選出について

#### ○事務局（進行）

それでは、議題の（1）第14期生涯学習審議会会長、副会長の選出に移ります。

会長、副会長は、委員のみなさんの互選で選出されることとなっております。会長には、これから2年間にわたり円滑に審議をすすめ、最後に答申をとりまとめていただくこととなります。

どなたか、会長に御推薦をいただければと存じますがいかがでしょうか。

#### ○大橋委員

会長には、前期の会長でもいらっしゃった青山学院大学教授の鈴木眞理（まこと）委員が適任かと思っておりますので、推薦いたします。

### ○事務局（進行）

ただいま、大橋委員から、鈴木眞理委員を会長にという御提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。御異議ございますでしょうか。

<「異議なし」の声>

### ○事務局（進行）

それでは、鈴木眞理委員に第14期生涯学習審議会会長をお願いしたいと存じます。

ここからの進行を鈴木会長をお願いいたします。

### ○鈴木会長

青山学院大学の鈴木眞理と申します。会長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副会長について、私から提案したいのですが、前期の副会長でもいらっしゃいました小池茂子委員を推薦いたします。小池委員は、生涯学習の研究者で、幼児から高齢者まで生涯を通じた学習の支援について研究していらっしゃるので適任かと思っておりますがいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

### ○小池副会長

専門としては高齢者の学習支援について研究しておりますが、現在は、聖学院大学の児童学科に属しており、将来の子どもの保育者、小学校の教育者を目指す学生への指導を行っております。養育施設等での指導等にも関わっておりますので、微力ながら努めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

## （2）第14期生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会諮問

### ○鈴木会長

議題（2）第14期生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会諮問に移ります。

### ○教育長

それでは、私から会長に諮問させていただきます。

<教育長から鈴木会長に諮問書手交>

### ○鈴木会長

皆さまのお手元「資料2」にあるとおり諮問されました。今期、「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」というテーマで審議していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。諮問内容について、事務局から補足があればお願ひします。

### ○事務局

第14期神奈川県生涯学習審議会の諮問事項である「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方」について、その諮問理由に沿って御説明いたします。

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに教育活動の大きな柱の一つですが、教育基本法や社会教育法の改正等により、家庭教育や家庭教育支援に関する内容が順次、充実されてきました。本県でも、第9期生涯学習審議会において、家庭教育支援をテーマとして取り上げ、

行政に期待される家庭教育支援への基本的な視点などを御提言いただきました。その後、国庫補助事業の拡大や、全国でのスクールソーシャルワーカーの活用の進展、他県における家庭教育支援条例の制定など、家庭教育支援を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、国では家庭教育支援の基本的な方向性として、親の育ちを応援する、家庭のネットワークを広げる、支援のネットワークを広げるという3つを示しており、その具体的な方策として「家庭教育支援チーム」の組織化を、現在、推進しているところです。

一方、本県では、本県教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」において、「子育て、家庭教育の支援」を重点的な取組の一つとして位置付けており、平成30年度からは、国庫補助事業を活用して、市町村が行う家庭教育支援事業に対する支援を行っているところです。

しかしながら、国の調査によれば、子育てに悩みや不安を抱えながら相談できる人が身近にいない保護者の割合が、依然高い状況にある一方で、本県においては、文部科学省が登録を進めている「家庭教育支援チーム」が、三浦市にある1チームにとどまっているなど、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや支援に対する理解が、まだまだ深まっていはいない状況にあります。

こうしたことから、国が示している家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理し、併せて、県及び市町村に求められる役割や、「家庭教育支援チーム」を始めとする地域が家庭を支える仕組み等について御審議いただきたいと考えております。

#### ○鈴木会長

諮問内容について、聞いておきたいことなどありますでしょうか。なければ、この内容について資料が用意されているようですので、事務局から説明願います。

#### ○事務局

ここで、教育長は所用により退席させていただきます。

#### ○事務局

それでは、資料3により家庭教育支援に関する国の動向や、本県の過去の検討状況等について概略を御説明いたします。

社会教育の場での家庭教育支援は、これまで、主に、公民館等で行われる「家庭教育学級」を通して推進されてきましたが、2006年（平成18年）の改正教育基本法に、家庭教育条項が新設され、改めて様々な動きがみられるようになっていきます。そこで、まず、家庭教育支援に関連する法規について確認します。

#### ◆家庭教育支援関連法規（資料3①）

改正教育基本法において、新たに設けられた家庭教育条項は、第10条となります。この条項の骨子は主に3点あります。

- ①子の教育について保護者の「第一義的責任」が規定されたこと

②家庭教育の目標として「基本的な生活習慣」「自立心の育成」「心身の調和のとれた発達」の3項目が規定されたこと

③国および地方公共団体が「家庭教育支援」に努めるべきことが規定されたこと

また、第10条第2項には、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という文言が盛り込まれています。

これに関連して第13条で学校、家庭及び地域住民等との相互連携協力に関する条項も新たに設けられました。また、第11条で幼児期の教育についても新設されています。

次に、社会教育法においても家庭教育について触れられています。

社会教育法は、教育基本法改正に先立つ2001年（平成13年）に改正され、第5条で、家庭教育に関する学習機会の提供等が教育委員会の事務として規定されました。また、第3条2項が追加され、社会教育、学校教育、家庭教育が連携し、家庭教育の向上に資するよう必要な配慮を求めています。そして、教育基本法改正後の2008年（平成20年）にはさらに、第5条の教育委員会の事務に、家庭教育に関する情報の提供が追加されました。

#### ◆第9期生学審概要

こういった動きを受けて、この神奈川県生涯学習審議会においても、2008～2009年度（平成20年度～21年度）に審議が行われた第9期審議会において、家庭教育支援について検討が行われました。その答申概要が資料3②です。

この答申では、家庭教育を「家庭での親・保護者と子どもとの関係を基本とし、子どもが知識や技術、規範や意欲などを身に付けていくことを内容とするもの」と定義していますが、一方で、人が成長する上では、子どもであっても大人であっても、「多様で重層的な人間関係のチャンネル」が大きな影響を与えることも指摘しています。

このことから、家庭教育支援のあり方として、個々の家庭が抱える課題の解決に向けて支援することに加えて、社会全体として、信頼感に満ちた豊かなかかわり合いの創出が極めて重要と指摘しています。

こういった基本的な方向性を示したうえで、家庭教育支援を行う上での基本的な視点と提言が8項目にまとめて示されています。

#### ◆国における検討

一方、教育基本法改正後、国においても、様々な検討等が進められています。

教育基本法改正後の主な動きとして、2012年（平成24年）3月に提出された報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」があります。この概要が資料3③です。

この報告書では、「人と人のつながりが弱くなった、家庭教育が困難になっている社会の中で、今、家庭では、子育てをしている」こと、また「家庭生活や社会環境の変化の影響によって、子どもの育ちが難しくなっている」ことを認識しなければならないことを、まず述べた上で、

家庭教育支援の具体的な方向性として①親の育ちを応援する（学習機会の提供等）②家庭のネットワークを広げる（家庭と地域とのつながり等）③支援のネットワークを広げる（福

社分野との連携等)の3つを示し、地方自治体に対しては、市町村には、家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を、県には、地域の取組を活性化するための仕組みの整備を期待する役割として示しています。

この報告書の後、具体的な方策として「家庭教育支援チーム」や「訪問型家庭教育支援」に関する検討や手引書の作成等が行われ、さらに2017年(平成29年)1月には報告書「家庭教育支援の具体的な推進方策について」が出されました。この概要が資料3④です。

この報告書でも、「家庭教育を行うことが困難な社会」であるとの認識を前提としながら、家庭教育支援について、全ての家庭を対象としたユニバーサルな展開と、困難を抱えた個別の家庭に寄り添う支援との両方が求められていると整理し、その方策として「家庭教育支援チーム」を中心とした取組について言及しています。その「家庭教育支援チーム」について、啓発を図るために配布されたのが資料3⑤のリーフレットです。

「家庭教育支援チーム」とは、地域の多様な人材で構成された自主的な集まりであり、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する講座などの学習機会や、地域の情報などを提供したりするもので、地域で家庭を支えるという認識のもとにあります。

チームの構成員として想定されているのは、子育て経験者、教員OB、PTA関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、地域学校協働活動推進員等々といった方たちです。こうした地域に根差した身近な方たちが支援することで、行政とは異なる役割が期待されています。そして、このチームが、地域のニーズに応じて、学校や地域、行政機関等と連携しながら、①保護者への学びの場の提供②地域の居場所づくり③訪問型家庭教育支援などの活動を行うことが想定されています。

なお、チームの活動の一つとしても挙げられている「訪問型家庭教育支援」について少し補足しておきます。

「訪問型家庭教育支援」は、子育てで様々な課題を抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に対する支援を行う上で、家庭を訪問して不安や悩みを聞いたり、情報を提供したり、専門機関への橋渡しなどをするものです。全ての家庭を訪問対象とするユニバーサル型や、課題を抱える家庭を訪問対象とするターゲット型等、地域の状況に応じた様々な形が、イメージとして報告書に紹介されています。

#### ◆県の施策(資料3⑥)

県における取組ですが、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」において、特に集中的、横断的に進めていく必要のある「重点的な取組」の一つとして「子育て・家庭教育への支援」が掲げられています。ここでは、社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援するとし、「放課後子ども教室」や、企業との協力による機運の醸成等を進めることとしています。

こうしたビジョンのもと、県が具体的に行っている施策を資料3⑦にまとめましたので、

御覧下さい。

#### ◆条例の制定状況

最後に、家庭教育支援条例を制定している自治体をリストアップしたのが資料3⑧です。熊本県を皮切りに、これまでに8県6市で家庭教育支援条例を制定しています。

#### ○鈴木会長

この後は、各委員の皆さんに、自己紹介も含めながら、家庭教育支援についてこれまでにお考えになっていることなどを述べていただきたいと思います。名簿の順にお願いいたします。

#### ○青木委員

13期は、県社会教育委員連絡協議会理事として審議委員を務めさせていただきましたが、今回は、公募委員として参加させていただいております。厚木市で社会教育委員を8年務めた後、退任し、現在は、厚木市立森の里公民館の館長として昨年4月から務めております。厚木市の公民館長は、非常勤特別職で専任ではなく、私も、本業としては、一級建築士として設計事務所を経営しております。

厚木市の社会教育委員は、私が委員になる前から、家庭教育支援について勉強等を行っていたようですが、なかなか事業にまでは至らない中で、私が議長だった時に「地域ぐるみ家庭教育支援事業」という施策を立ち上げ、予算もつけてもらいました。モデル地区から始まり、2年前からは全地区で取り組むようになっていきます。この事業は、地域のみんが困難になる前に、ネットワークを広げて、家庭どうしを結び付け合う事業が必要なのではないか、と考え、地域全体で支え合う地域づくり、街づくりをしていこうという趣旨で立ち上げたものです。この成果は、まだはっきりとは出ていませんが、この事業を通じて、家庭教育支援について一生懸命研究したこともあり、今回、この審議会の公募委員に応募しました。

社会教育委員の時に、文部科学省が毎年行っている「全国家庭教育フォーラム」にも3回ほど参加させていただいたので、文科省の考え方もよく理解しているつもりですが、厚木市が行っている家庭教育支援は、それとは少し違った形で、もっと底辺を広げよう運動だと思います。その経験を、今回活かせればと思っております。

なお、県の青少年問題協議会の委員も今回務めさせていただいております。

#### ○大田委員

県専修学校各種学校協会の副会長の大田です。よろしく申し上げます。

専修学校各種学校とは、専門学校や高等専修学校などのことで、特に高等専修学校とは、中学を卒業した生徒が高卒資格や様々な職業の資格をとって就職や進学をするためのアシストをする学校です。

協会では、小中学生対象に、夏休みと秋ごろの教育月間の期間、および12月の冬休みに「チャレンジスクール」を開催しています。様々な職業を体験しながら自らの将来を見つめてもらうイベントで、14年ほど継続していますが、近年、参加者が減少傾向にあります。そこで、一部、親子で参加できる形にしました。これにより、親子間の会話などを通じて、

親子の様々な面が見られ、それに応じたアドバイスなども行えるようになって、それまでと違う形で発展してきました。これは、家庭教育支援とまでは言えないかも知れませんが、きっかけづくりにはなるのではないかと考えています。

家庭教育支援というテーマは非常に難しく、どうやってまとめるのか、というのが率直な感想です。現在は、生活習慣もそれぞれの家庭で異なっており、一つの形に持っていくことはできない状況の中で、支援チームのようなものを作って取り組んでいくのはよいことだと思いますが、それを周知して、とっかかりをどうしていくかと考えていくと、難しいと思います。

#### ○鈴木会長

大田委員は13期からの再任ですね。

#### ○大田委員

はい。

#### ○大橋委員

前期に続き委員を務めさせていただきます大橋と申します。私は、県経営者協会人材活性化委員として審議会委員に選出されております。この県経営者協会とは、いわゆる経済団体で、日本経済団体連合会の下部組織です。県内の中小企業を中心とした経営者の集まりで、各種委員会等を通じて活動を行っています。その中で人材活性化委員会は、企業の人材活性化、教育研究を行っています。

今回のテーマである家庭教育支援について、企業、経営者側としては、どうやって取り組んでいくのか、と考えているところですが、皆さんの意見を伺いながら勉強していきたいと思っております。

私は、タカナシ乳業に勤めております。タカナシ乳業では、学校や様々な施設に伺って、食を通じて教育する食育活動を行っています。そのような観点からも家庭教育支援について考えていきたいと思っております。

#### ○小沼委員

県公立小学校長会副会長で藤沢市立鶴洋小学校の校長をしております。前期から引き続き委員を務めさせていただいております。学校現場の代表ということになるかと思いますが、そういった立場で、現在感じていることを2点お話ししたいと思います。

学校現場を預かる者として感じていることは、日中、母親不在の家庭が増えていることです。これは、女性の社会進出を国が後押ししているという面もあるでしょうし、経済的な面など、様々な面からそういう状況が生まれてくるのだらうと思います。学校現場として具体的に困ることは、お子さんがケガや病気で、すぐに迎えに来て欲しい時に、なかなか繋がらないことです。そういう時に、お母さんが仕事をしていらっしゃる事が初めて分かることもあります。また、お母さんが家にいないと、お子さんと家でどんな話をしているか、ゆっくり話をする時間がとれているのか、危惧を抱くことがあります。お母さん、お父さんが忙しく、学童クラブなどの、働くお母さんに対する社会的支援は、非常に活発になり、よくな



ってきているという実感がありますが、果たして、お母さんとお子さんが学校での出来事などを話し合う時間がとれているのか、といった具体的な危惧を抱くことは増えているように思います。

2点目は、SNSが急速に広がっていることです。保護者の間にもSNSが急激に入り込んでおり、ちょっとした連絡には非常に便利ですが、やはり負の側面もあります。学校に関して何か耳にしたことがあると、それが事実でない場合も含めて、SNSで保護者の間に広がります。そういった情報について、例えば10年ぐらい前だと、学校に直接、どうなんですか…という問い合わせがあったので、そこで、事実でないことは修正できたのですが、最近では、そういった問い合わせが少なくなり、保護者同士でのSNSのやり取りのみで情報が独り歩きし伝わっていく傾向があります。このあたりが、現状、課題に感じているところです。

### ○小野委員

公募委員の小野晴子と申します。私は、監査法人に25年間務め広報を担当しておりました。広報では、具体的にはPR媒体、すなわち雑誌、Web、動画等の制作や、記者対応等を行っていたほか、CSR推進室にも勤務しました。また、定年退職後は、川崎市民として川崎市広報モニターを2年間務めたり、川崎市幸区の区民会議で、子どもたちの交通安全に関する部会の副部長として区長に答申を行いました。また、幸区市民提案型協働事業審査委員も務めております。こういった中で、学びたいと思っている大人たちの姿を見てきました。そこで、これらの経験で培ったコミュニティーなども生かしつつ、教育についての素人の目がお役に立てるのではないかと考えています。

これから、やりたいな、出来るのかなと考えていることは、PRの方法が本当に効果的なのかということです。せっかくよい取組を行っているのに、きちんと伝わっていないのではないかと心配です。また、もう一つ、私は母であり祖母でもあるので、食育について関心があります。食べることとともにお行儀のこと、食料や自然環境のことも含めていろいろなことを伝えられたらと考えています。よろしく願いいたします。

### ○岸部委員

県議会から審議会委員として前期から引き続き選出されている岸部と申します。横浜市南区選出です。よろしく願いいたします。今回の諮問内容は、非常に大事だと思っておりますので、審議会での活発な議論を期待しております。

私は、前職で小中学校の教員をしておりました。子どもたちの貧困や家庭の孤立化、大きな社会的問題ともなっている虐待など、一つ一つの家庭では解決できず、困っている家庭が非常に多い中で子どもが育っていく状況に対し、社会がどう支援を行っていくかということは、とても重要なテーマだと思います。

前期の審議会では、学校にスクールソーシャルワーカーが入る一つの機動力にもなったのではないかと考えております。学校、地域、福祉がつながるという点で、スクールソーシャルワーカーの存在は、小、中、高全ての学校で大切な役割を果たしていると思います。そうした中、この審議会でも、10年前にも取り上げられた家庭教育支援をもう一度取り上げる

ということですが、私は、「家庭教育支援」に含まれる3つの単語の中で、「家庭」と「支援」が特に力を入れて進めるべきではないかと思います。前期の審議会で、基本的な方向性はかなり話し合われており、それに変わりはないと思いますが、困っている家庭、つながれない家庭を、どうつないでいくかが大きなテーマだと思います。

#### ○木下委員

県公民館連絡協議会会長を務めております木下と申します。今期からのこの審議会の委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、平成18年4月から平成24年3月まで3期6年間、厚木市立睦合公民館の館長を務め、平成25年4月からは睦合公民館の公民館運営懇話会の代表を務めております。県公民館連絡協議会では、平成20年4月から1年間常任理事を、平成21年から4年間副会長を、平成25年からは会長を務めております。

厚木市の家庭教育支援は、青木委員からも説明があったとおり、平成25年に社会教育委員からの提言があり、平成26～27年に、睦合公民館がモデル地区となり事業を開始しましたが、当初は予算なしの事業でした。そこで、既存事業を見直して、家庭教育支援につながるものがないか検討するところから、事業を立ち上げました。この事業の成果等については、審議の中で、折に触れお話し出来たらと思います。

#### ○越地委員

県PTA協議会から選出されました越地と申します。よろしくお願いいたします。PTA役員は今年2年目で、それまではPTA活動のことは、ほぼ妻に任せきりでした。PTAに携わってみて初めて、活動の課題や喜びを感じているところです。PTAは、学校と家庭とを結ぶ団体との認識でしたが、実際に活動してみると、地域との関わりが大きく、地域の皆さんに、子どもたちの豊かな成長を支えていただいていることを実感しております。

県PTA協議会は、県の、政令市を除く市町村のPTAの集まりで、地域連携の中で情報交流をしている団体です。

家庭教育支援に関しては、今日、説明があったような内容すら知らない方もいらっしゃると思います。支援が必要な家庭や保護者に、情報や支援の手が届けられることが最終目的であるとするならば、一家庭から親の代表として、皆さんと一緒に勉強させていただきながら、意見交換ができればと思います。

#### ○小林委員

海老名市教育委員会学び支援課長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

私は、学び支援課3年目ですが、学び支援課自体が3年目という新しくできた課です。事業の一つとして「家庭教育学級」を補助金の交付を受けて実施しております。

海老名市は、神奈川県我真ん中あたりに位置しています。鉄道3線が通り、高速道路のインターがある交通の利便性のよさが特色となっています。このため、海老名駅を中心に大型マンション建設がラッシュとなっており、学童保育を新たに作っても作っても間に合わない状況となっています。

市の組織としては、社会教育と生涯学習をそれぞれ担う部署が分かれており、学び支援課で社会教育を、市長部局のほうで生涯学習を担当しております。

社会教育を担う学び支援課では、「家庭教育学級」のほかに「市民講座」を開催しています。本市は、人口約13万3千人で、小学校13校、中学校6校、幼稚園8園があります。これらの学校、幼稚園でそれぞれ家庭教育学級を開催しています。おおむね、各校で年2回、PTA活動の一環として実施しています。各学校に教育委員会の担当者を付けてカリキュラムなどを決めながら行っています。その他、放課後の子どもの居場所づくりとして学童保育、放課後子ども教室や、PTA等団体等への支援、図書館も担当しています。また、私は若者支援室長事務取扱も務めておりますが、係の一つとして「若者支援室」があります。ここでは引きこもりに対する相談対応等を行っております。

その他に、定住促進事業を担当しております。これは、経済的な支援を通じて海老名市への定住を促すものです。学生には家賃の補助、社会人には、返還する奨学金の一部補助を行っています。それぞれ年間24万円を上限に補助していますが、特に奨学金の補助は多くの申請をいただいています。

#### ○鈴木紀子委員

横浜国立大学の鈴木と申します。今回、新たに委員となりました。よろしくお願ひします。自己紹介を兼ねて2点お話ししたいと思います。

まず、本学についてですが、最近、女性活躍がよく言われており、私の所属である「男女共同参画推進センター」という名称を見て、何だろう…と思う方は少なくなっているのではないかと思います。本学のこのセンターは、いわゆる学部とは異なり、全学で共有する組織となっています。センターでは、女性研究者などの女性への支援はもちろん行いますが、男女共同参画は、男性の意識が変わらなければ実現しないですし、働き方や余暇の過ごし方など、様々な面に関わってくるものですので、教職員の働きやすい環境の整備等も行っています。他に、教養科目として「ライフキャリアを考える」というタイトルで講義も開講しております。講義では、どういうところに就職するのかだけでなく、もっと長い視点、例えば50年後の自分を考える視点も大切といった話をしています。

また、本学は文部科学省の補助事業に採択され、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の取組もスタートしています。これは、地域の企業と連携しながら、女性にも男性にも働きやすい環境や研究環境の整備を行うものです。この取組は、次世代育成という観点も含んでおり、この審議会のテーマにも関わる部分があるかもしれません。

次に、私の研究などについてですが、私は、大学での業務の傍ら、NPOで働く女性のキャリア形成について研究しています。最近、NPOで仕事をしながら収入を得る女性もいて、ボランティアベースでの参加の仕方以外に、仕事としてNPOに関わる方もいます。家庭教育との関連でいえば、子育てしながらNPOに参加する方も多いです。

また、私自身も子どもが一人おります。他の委員の方から、食育のことや子どもとのかかわり方などについてお話がありました。私自身は、子どもを0歳から保育園に預けて仕事を

していましたが、毎日の保育園への送り迎えや、食事の支度、子どもと話をすることもしてきました。保育園や小学校のPTA役員や、町内会の子ども会の役員なども務めました。そういう個人的体験も、審議でお役に立てるところがあればと思っております。

#### ○田村委員

県議会議員の田村ゆうすけです。横浜市瀬谷区選出です。昨年から引き続き委員をさせていただいております。よろしくお願いいいたします。県議会では最初に配属されたのが文教常任委員会でしたので、教育については非常に興味があるところです。

この生涯学習審議会では、障がい者の視点を入れていただきたいと考えています。平成28年に津久井やまゆり園における、戦後最大の凄惨な事件が発生しました。その後、県では「かながわ憲章」を制定して、障がい者と健常者の壁がない社会を目指して取り組んでいるところです。そこで、苦言となりますが、生涯学習審議会を開催する上で、障がい者団体の代表が委員に入っていないというのは、非常に残念なことと思います。というのも、家庭教育支援において、障がい者をお持ちの親御さんや障がいを持つお子さん自身にも光を当てていけないといけないと思います。特に「医療的ケア児」という言葉を近年、耳にするようになってきていると思いますが、医療を毎日必要とするが、身体障害者手帳の交付対象外という子どもたちがいます。この子どもたちは特別支援学校に行こうとすると、手帳交付対象外であることから、優先して入学することができない、かといって、普通学校に通おうとすると、最低限、親が同伴でないと学校に通えないという状況で、まさに制度の狭間にあります。これは、医療技術の進歩によって、かつては新生児の段階で救えなかった子どもが救えるようになった一方で出てきた課題です。

この「医療的ケア児」だけでなく、法の狭間にある子どもたちや、そういった子どもをお持ちの親御さんが多く存在しています。ですので、こういった視点からこの審議会で発言させていただきたいと考えております。

#### ○野崎委員

県公立中学校長会から選出として、前期から委員を務めさせていただいております野崎と申します。よろしくお願いいいたします。南足柄市立南足柄中学校で校長をしております。

学校では、日々、様々な生徒や保護者の皆さんと接する機会があり、子どものことで困り感を持っている保護者の方々もいらっしゃるように感じています。そういう相談があったときに、お互い協力してやっていきましょうというスタンスを学校側が持たないといけないと感じています。子どものことで困り感を持っている親御さんは、学校に対してなかなか本音を言えないことが多いように思います。そんなときに、まわりでサポートできる、親御さんが本音を語れるような組織があったらいいだろうと感じています。

今回の審議会を通じて、私も勉強させていただきながら、学校運営にも反映させていければと思います。

#### ○萩原委員

駒澤大学の萩原と申します。第11期の途中から委員を務めさせていただいており、今期、

4期目になります。

私の研究領域は、子どもの居場所と社会参加です。社会の構造の変容に伴って子どもの人間形成がどう変わってきたか、暮らしの変わり方に応じて、子どもたちの人間形成の内容も変わってくるといったところの研究です。

社会的な活動としては、大学の所在地が世田谷区であることから、世田谷区の社会教育委員を務めており、現在4期目です。また、板橋区の生涯学習センターと大学との連携事業で、誰も取り残さないまちづくりをモットーとしながら、地域の方々や若者と一緒に、学習会やネットワークづくりに携わっています。

世田谷区の社会教育委員では、子どもの貧困について2年間、調査、議論してきましたが、誰もがちょっとしたことで孤立化してしまう社会状況であると感じます。経済的な貧困はもちろん問題ですが、むしろ問題なのは、関係性の貧困が広範に広がっていて、どんなに経済的に豊かに見える家庭であっても、地域の身近な近隣との助け合いの関係性がほとんどないことです。ちょっとした躓きですぐに孤立してしまうというハイリスクな社会に突入していることを、ひしひしと感じます。

そういう中で、社会教育の役割がとても重要になっています。今、どの課題から入っていても、公民館を拠点として身近な暮らしや関係性を豊かにすることの重要性に行きつく感じがしています。私は、他県でひきこもり相談支援の施策にも関わったことがありますが、それも同じです。結局、居場所支援からさらに先の、身近な地域の見守りや、安心してつながれる豊かな人間関係などを作っていないと、支援が繋がっていかないという状況があります。

新たな取組を立ち上げるのではなく、既存の取組を家庭教育の視点から、再評価し、価値づけなおす、意味づけなおすことは意義があるのではないかと思います。というのは、様々な社会的課題が出てくるなかで、ばらばらに施策が打たれて、実際にそれを引き受けるのは、同じ地域の方であるという状況があります。このため、引き受ける地域の方々はいっぱいいっぱいになってしまいます。そうではなく、今やっていることは、こういうことにも意味がある、と評価しなおすべきではないかと思います。

そして、もう一つ、当事者の視線が欲しいと思います。特に、今回、家庭にアウトリーチで入っていくという、かなり大胆で積極的な国の施策が出てきていますが、これはかなりデリケートなところを考えようとしていると思います。それを考える時に、当事者の視線が失われてしまうと、支援が支援でなくなることが往々にしてあります。

子育て中の身近な知り合いにも聞いてみたところ、子どもが小さい頃には、話を聞いてくれて、必要な時に情報を提供してくれて、必要な人や機関につないでくれる人が身近にいたらありがたかったと思う、と言っていました。また、困っていますか？と言われても、初めての子育てでは、次に何が課題になるのか分からず、その都度困っている状況です。むしろ、振り返ってみてこの1年間どうでしたか、と聞いてもらえると、こういうことがあったから、次はこういうことが課題かもしれない、と気づける、という話をしていました。

施策に落とし込む前に、こういうふうに、普通の家庭の親御さん、できればランダムにお願いして話を聞いてみるのも大事なのではないかと思います。

#### ○山田委員

県社会教育委員連絡協議会理事をしております山田信江と申します。よろしくお願いたします。私は、海老名市在住で、市の社会教育委員会議の委員も務めております。社会教育委員になるきっかけは、子どもが入団したボーイスカウトでした。このボーイスカウト活動を通じて様々な研修を受け、スカウトたちの様々な姿も見てきました。スカウトにも様々な子どもたちがいて、スカウトをみれば親御さんが分かる、親御さんを見ればスカウトが分かることを実感しています。

今の子どもは…と言う前に、親御さんたちとお話しながら、地域の力としていろんな形で協力させていただきたいと思っております。

ボーイスカウトでは、市の様々な行事に参加させていただいております。市民祭り、和風作り、教育委員会主催の昔祭り、また年間を通じた「えびなっ子スクール」などです。こういった行事やイベントでは、安全の確保はもちろん大切ですが、少しヒヤッとするくらいのもので、大人たちの見守りがしっかりできていればいいのかな、と思います。大人の方で子どもを元気づけ、必要なことは教えるなどしていくことが大切だと思います。

#### ○吉田委員

NPO 法人かながわ女性会議の吉田洋子と思います。今回初めて委員を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

NPO 法人かながわ女性会議の活動を少し紹介したいと思います。

M字カーブを御存じでしょうか。神奈川の女性は、全国でも一番、結婚して子どもを産んだ時に働いていない、M字のカーブの底が深い県です。しかし、これから働く女性が増えてきて、神奈川県では経験していない時代に入りますので、ワークライフバランスをとりながら働くことについて学んでいく必要があります。そこで、かながわ女性会議では学習会や本の出版などを行っています。また、本当に困っている方に対しては、個別の相談事業も行っています。

新しい視点として、近年積極的に取り組んでいるのが、女性と防災の問題です。私は、現在、神奈川大学法学部で講師をしており、女性と防災の問題や新しい公共という観点も含めたジェンダーに関する授業を持っているのですが、そこでも学生たちに、ワークライフバランスについて考えるよう伝えていきます。せっかく就職しても、すぐに辞めてしまう学生が少なくありません。やはり、就職先を選ぶときに、有名企業かどうかや、収入のことばかりを考えていると、結果、長くは続かないものと思います。もっと生活のことを考えて職業を選択してほしいという思いで、そのような授業を行っています。

私は、街づくり、都市計画の仕事をしており、様々な地域にアドバイザーとして派遣されて行くことがあります。その中で、最近様変わりしていると感じることは、以前は、街のルールを考えると、景観を考えるとといったことでの派遣されることが多かったのですが、現

在は、必ず、福祉や防災の問題など、様々なことが重なった形で依頼されることが多くなっています。そういった多様な視点で地域に入れる方は、専門家では少ないように思います。そういう仕事をする中で、今回の審議会のテーマとなっているような課題についても、地域の中でちらほら垣間見ることがありますが、個別の相談より、もっと地域ぐるみ、街ぐるみでみんなが助け合える共生社会がつくっていければ、街もよくなるのではないかと考えており、この審議会でも、そのような観点で発言していければと考えております。

私自身は、これまで自分のライフサイクルに合わせて様々なことに取り組んできました。例えば、在住の学区内に学童保育がなかったので、それを作る活動を行ったり、現在は、障がい者の方たちと一緒に「反町駅前触れ合いサロン」の運営を行ったりしています。そこで気が付いたことは、障がい者や高齢者に対しては、“ケアしてあげる”という感覚を皆さん持っていらっしゃると思うのですが、そうではなく、“ケアする側になる”ことが、地域の中では意味があるということです。“ケアする側”“ケアされる側”ではなく、みんながケアされるし、ケアするという関係が大切だと思います。学童保育においても、実際は母子家庭の方のほうが、一生懸命ボランティアをやってくださったりします。人間は、自分が世話されるだけではなく、人の世話をすることもないと、心のバランスがとれないと感じます。これからは、女性も、外国人も、障がい者も、障がい児も、みんなが地域の中で役に立てるような地域社会ができたらいいいと思います。

最後に、皆さんのお話の中で抜けていた部分があるので、それについてお話したいと思います。現在、県ではSDGsの取組を行っていると思います。今は、SDGsについて小学生も勉強していますので、先生方にも勉強していただきたいと思います。

最近、先生の中には、生き物に触れない方がいらっしゃるようです。私たちは「トンボとり大作戦」という取組を行っておりますが、教室の中での勉強だけではなく、生き物との触れ合い、自然との接触を子どものころから体験していくと、やさしさが育まれるのではないかと思いますので、人間だけでなく、多様な生き物も住める街づくりを考えていけたらよいのではないかと思います。

#### ○小池副会長

皆さんの話を伺いながら、この審議会がどういう方向になるのかなと考えておりました。国から一つの提言が出ていて、家庭教育支援のユニバーサルな展開と困難を抱えた家庭にそれぞれ個別に寄り添う支援が言われています。それを全部取り上げていくことはできないと思いますので、その中から、本審議会では何をやっていくのか、ということになりますが、個人的には、上から目線ではない、当事者の困難に寄り添うような支援について、行政には何ができるかまとめていければと思います。

勉強しながら、この審議会に取り組んでいきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○鈴木会長

青山学院大学の鈴木眞理です。現在は教育人間科学部にありますが、4月からは青山学院大学の淵野辺キャンパスに、コミュニティ人間科学部が新設されることとなっております、そこ

に移る予定となっています。

家庭教育支援はとても難しく、こういうことがいいことだ、という一つの価値感に関わるのかという問題があります。この審議会での議論は、どういうものになるのか。形式的なことだけで、まったく内容に触れない方法もあるかもしれないですし、あるいは、内容に立ち入って、例えばこの子守歌はいいが、こっちはだめ、といった価値観を示すのか。また、誰に向けてのものなのかということもあります。学習の場などを提供しても、そこに参加できる方、出来ない方がいます。どこを支援の焦点としていくのか、といったようなことを深めていかなければいけないと思います。

続いて、議題（3）その他に移ります。今後の運営について事務局から説明願います。

### （3）その他

#### ○事務局

資料4を御覧ください。第14期生涯学習審議会の今後の運営についてです。

審議期間は、委員任期が2020年11月までとなりますので、2020年の10月には答申ができて上がるようなスケジュールで審議を進めたいと思います。

審議の回数とスケジュールの目安ですが、平成30年度は、今回の1回で終了となり、本格的な審議に入っていくのは2019年度となります。2019年度は、今のところ4回の開催を予定しています。最初の2回は5月と7月の予定で、ここでは、家庭教育支援について様々な立場の方から意見を伺ったり、事例を報告いただいたりといった情報収集をしたうえで、家庭教育支援の課題や考え方の整理をしていきたいと思っています。そのあと、7月～10月に、県内市町村での家庭教育支援の実施状況を調査し、第4回、5回で、それまでの内容や調査の結果等を踏まえた意見交換を行って、答申骨子案をまとめ、2020年度に2回開催して、答申をまとめていきたいと思っています。ここに示した開催回数や開催時期は、審議の進捗を見ながら、変わる部分もあるかと思いますが、おおむねこのようなスケジュールで進めさせていただきたいと思っています。

#### ○鈴木会長

審議会のおおむねのスケジュールについて、事務局より提案がありました。御意見ありませんでしょうか。

私からの意見ですが、第3回と4回の間、もう1回開催したほうがよいのではないのでしょうか。2回目、3回目は勉強会として問題意識の共有化を行い、その上で、調査にあたり、どういう情報を集めるべきなのかを確認するために、もう1回ぐらい必要なのではないかと思います。その時に、ワーキンググループをつくることを考えてもよいかも知れません。あまり、急ぎ過ぎない方がよいと思います。おおむねこの案の通りとしますが、修正しながらよりよい形にしていきましょう。

以上で議題を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

## 4 その他

#### ○事務局（進行）



それでは「4その他」として、事務局より1点提案がございます。

#### ○事務局

委員の皆様にご了解いただきたいことがございます。資料5を御覧ください。こちらは、県と市町村の社会教育委員で構成される「神奈川県社会教育委員連絡協議会（社教連）」の会則です。この附則 平成20年6月6日の部分を御覧ください。これは、県の社会教育委員の会議が平成20年6月に休会になった時に改正されたもので、それ以降、県においては、生涯学習審議会委員が構成員となり、社教連に2名を理事として推薦してまいりました。現在、県では社会教育委員は廃止されておりますが、引き続き生涯学習審議会が社会教育委員の役割を担うという整理のもと、今期も2名を理事として推薦することを御了解いただきたいと思っております。

#### ○事務局（進行）

ただいまの説明について質問はございますでしょうか。なければ、提案どおり、生涯学習審議会委員の中から社会教育委員連絡協議会の理事として2名を推薦するとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

#### ○事務局

それでは、事務局提案といたしまして社教連の理事を、生涯学習・社会教育の分野で造詣の深い鈴木（眞理）委員、社会教育関係団体である県公民館連絡協議会から選出されております木下敬之委員にお願いしたいと思います。なお、委員の皆様も社教連の構成員となりますので、今後、社教連から事業の案内がお手元に届くこととなりますので、御承知おきいただき、可能な範囲で御参加いただければと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○事務局（進行）

今提案がありましたとおり、鈴木（眞理）委員および木下委員に理事をお願いすることでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

事務局からは以上ですが、委員の皆さんから何かございますか。特になければ、これを持ちまして、第1回生涯学習審議会を閉会いたします。

以 上